年金定期預金

1 . 商 品 名	年金定期預金
2.販売対象	(ア)公的年金の自動受取りを当行取引店に指定されている方
	(イ)制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方
	(ウ)「年金受取ご予約サービス」の契約者で満55歳以上65歳未満の方
3.期間	1年
	預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
4.預入方法	
(1)預入方法	一括預入
(2)預入金額	・販売対象者(ア)(イ)の方は、1人1店舗に限り1円以上300万円以内
	ただし、総合口座定期預金の場合は、1万円以上300万円以内
	・販売対象者(ウ)の方は、1人1店舗に限り1円以上200万円以内
	ただし、総合口座定期預金の場合は1万円以上200万円以内
(3)預入単位	1円単位
5 . 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻します。
6.利息	
(1)適用金利	預入時におけるスーパー定期1年の店頭表示利率に特別金利を上乗せします。
	自動継続式でお預入れの場合、満期日以降は当行所定の条件を満たす場合のみ引続
	 き継続日におけるスーパー定期1年の店頭表示利率に特別金利を上乗せし、自動継
	続します。
	条件を満たさない場合は、継続日におけるスーパー定期1年の店頭表示金利で継続
	します。
	並作については心口での同い口がといたにてい、当日が、口、 フェビ党へだこい。
 (2)利払頻度	 満期日以後に一括して支払います。
(2)利払娯及	一
/ 2)社等大計	 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
(3)計算方法 7.手 数 料	かりません。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
	・総合口座に定期預金としてお預入れいただいた場合、総合口座貸越の担保となりま
8.付加できる特約事項	・総合口座に延期項並としての項人1001にたいた場合、総合口座員歴の担保となりよ す。
かり ま り	9。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率となります。
0 中全級約中の	・マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により
取扱い	計算した利息とともに払い戻します。
	預入期間が6か月未満の場合・・・・・解約日における普通預金利率
	" 6か月以上1年未満の場合・・・・・・・・約定利率×50%

10.その他参考と	・普通定期預金(非自動継続)の場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日
なる事項	における普通預金利率により計算します。
	・公的年金を受給されている方の預入れは、年金自動受取りを指定の店舗に限ります。
	・取扱期間は2019年9月30日(月)までです。
	・利息については20%の分離課税の対象となります。
	・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。
	・預金保険の対象となります。
11.当行が契約し	一般社団法人全国銀行協会
ている指定紛	連絡先 全国銀行協会相談室
争解決機関	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成30年10月1日現在)